

みなと全国連携エネルギー登録制度実施要綱

令和元年10月10日

31港環環第1529号

(目的)

第1条 この要綱は、全国の自治体において太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス等(以下「再生可能エネルギー源」という。)によって発電された電気(以下「再生可能エネルギー電気」という。)の利用の普及及び拡大を図るため、みなと全国連携エネルギー登録制度(以下「登録制度」という。)を創設し、再生可能エネルギー電気を供給する会社を登録するとともに、区内の事業者へ周知することで再生可能エネルギー電気の導入を促進することを目的とする。

(対象者)

第2条 登録制度の対象者は、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2に規定する経済産業大臣の登録を受けた電力会社とする。

(登録条件)

第3条 電力会社は、登録に当たり次に掲げる事項の全てを満たすこととする。

- (1) 電力会社が供給する電力に再生可能エネルギー電気が含まれていること。
- (2) 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備(以下「発電所」という。)の所在地が明確になっていること。
- (3) 前号の発電所において行われる発電事業について、発電所が立地する自治体が支援し、又は政策上推進する事業であって、周辺住民の理解が得られていること。
- (4) 発電所が立地する自治体及び港区(以下「区」という。)が再生可能エネルギー電気の活用及び相互発展のための協定を締結していること若しくは当該協定を締結する見込みであること又は双方の同意が得られること。

(5) 供給される電力の二酸化炭素排出係数が、区が別に定める二酸化炭素排出係数未満であること又は下回る見込みがあること。

(登録申請)

第 4 条 みなと全国連携エネルギー制度に登録を希望する電力会社は、みなと全国連携エネルギー登録申請書 (第 1 号様式) に次の資料を添えて、区長へ申請する。

(1) 事業概要書

(2) 履歴事項全部証明書 (法人の場合に限る。)

(3) 過去 3 年間の財務諸表 (創業 3 年未満の場合は直近 1 年分の財務諸表とし、新たに設立された法人にあっては主たる出資者の財務諸表とする。)

(4) 小売電気事業者であることを証明する書類

(5) 電力の販売実績を示す書類

(6) その他区長が必要とする書類

(登録の決定、通知等)

第 5 条 区長は、前条の規定による申請の内容を審査し、登録を決定した場合、みなと全国連携エネルギー登録決定通知書 (第 2 号様式) により、みなと全国連携エネルギー制度の事業者として登録する旨、登録を決定した者 (以下「登録決定者」という。) に通知する。

2 区長は、前項の規定による登録の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

3 区長は、第 1 項の規定による審査の結果、登録しないことを決定した場合、みなと全国連携エネルギー登録不承認通知書 (第 3 号様式) により、理由を付して登録しない旨、当該申請者に通知する。

4 第 1 項の規定により決定した登録の期間は、当該決定を行った日から 2 年経過後、最初に到来する 3 月末日までとする。

(登録情報の公表)

第6条 区長は、前条第1項の規定により登録を決定した場合、各登録決定者の登録情報を区ホームページに掲載し、公表する。

(実績の報告)

第7条 登録決定者は毎年度、みなと全国連携エネルギー実績報告書(第4号様式)により、前年度の二酸化炭素排出係数及び導入実績を報告する。

(登録の変更)

第8条 登録決定者は、第4条の規定による申請内容に変更が生じた場合、みなと全国連携エネルギー登録内容変更届出書(第5号様式)を区長に提出する。

(登録の辞退)

第9条 登録決定者は、登録の辞退を希望する場合は、みなと全国連携エネルギー登録辞退届出書(第6号様式)を区長に提出する。

(登録の取消)

第10条 区長は、登録決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) みなと全国連携エネルギー登録辞退届出書が提出されたとき。

(2) 登録決定者が第7条に規定する実績報告を行わなかったとき。

(3) 第2条に規定する対象者に該当しないことが確認されたとき。

(4) 申請内容に虚偽があったとき。

(5) 港区暴力団排除条例(平成26年港区条例第1号)第2条第1号に掲げる暴力団、同条第2号に掲げる暴力団員又は同条第3号に掲げる暴力団関係者に該当するとき。

(6) その他区長が特に必要と認めるとき。

(委任)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年 1 0 月 1 0 日から施行する。